

子どもの定期予防接種

※対象年齢であれば無料

持ちもの

母子健康手帳（親子手帳）、健康保険証、予診票（ない場合は、福祉保健課にお問い合わせください。）

種類	対象年齢（無料）	接種時期・接種間隔など	
ロタウイルス	□タリックス（1 価） 出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後まで □タテック（5 価） 出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後まで	ワクチンの種類により異なります。原則として、途中からワクチンの種類を変更することはできません。 同じワクチンで、決められた回数の接種をしてください。 □タリックス（1 価） ・接種回数：2 回接種（27 日以上の間隔をあける） □タテック（5 価） ・接種回数：3 回接種（27 日以上の間隔をあける） （注意） ・どちらのワクチンも出生 6 週 0 日後から 1 4 週 6 日後までに初回接種をすることが望ましいです。 ・どちらのワクチンも、接種後（特に 1 ～ 2 週間）は腸重積症の症状に注意し、症状がみられた際には、すみやかに接種した医療機関を受診してください。	
B 型肝炎	1 歳の誕生日の前日まで	3 回接種 ・1 回目：生後 2 か月以降 ・2 回目：1 回目の接種から 27 日以上の間隔をおいて接種 ・3 回目：1 回目の接種から 139 日以上の間隔をあけて接種 ※HBs 抗原陽性の母親から生まれたお子さんと、母子感染予防のため抗 HBs ヒト免疫グロブリンの投与に併せて、B 型肝炎ワクチンを接種している場合については対象外となります。	
小児の肺炎球菌感染症	生後 2 か月から 5 歳の誕生日の前日まで （注意） ・接種間隔に細かな規定があります。	【標準的な接種開始月齢】	初回接種開始時に生後 2 月～生後 7 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 4 回） ・初回接種：生後 1 2 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回 ・追加接種：初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降に 1 回（生後 12 月から生後 15 月の間が望ましい） ※初回接種のうち、2 回目および 3 回目の接種は生後 24 月に至るまでに接種する。（それを超えた場合は行わない。追加接種は可能。） ※2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを超えた場合は 3 回目の接種は行わない。追加接種は可能。）
		【標準的な接種年齢で開始できなかった場合】	初回接種開始時に生後 7 月～生後 12 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 3 回） ・初回接種：生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 2 回 ・追加接種：生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回 ※初回接種のうち、2 回目の接種は生後 24 月に至るまでに接種する。（それを超えた場合は接種は行わない。追加接種は可能。）
			初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日～生後 24 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 2 回） ・60 日以上の間隔をおいて 2 回
			初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日～生後 60 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 1 回） ・1 回
ヒブ（Hib）感染症	生後 2 か月から 5 歳の誕生日の前日まで （注意） ・「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を一度も接種していない方は、「五種混合ワクチン」を接種します。「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を 1 度でも接種した方は、原則として、引き続き「ヒブワクチン」と「四種混合ワクチン」を接種します。 ・接種間隔に細かな規定があります。	【標準的な接種開始月齢】	初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 4 回） ・初回接種：生後 12 月までに 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 3 回 ・追加接種：初回接種終了後 7 月以上（標準的には 7 月から 13 月まで）の間隔をおいて 1 回 ※初回接種のうち、2 回目および 3 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを超えた場合は接種は行わない。この場合、追加接種は可能だが、初回接種の最後の接種から 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。）
		【標準的な接種年齢で開始できなかった場合】	初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 3 回） ・初回接種：27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 2 回 ・追加接種：初回接種終了後 7 月以上（標準的には 7 月から 13 月まで）の間隔をおいて 1 回 ※初回接種のうち 2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能だが、初回接種 1 回目接種から 27 日（医師が必要と認めた場合は 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。
			初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある人 ・1 回
四種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき ポリオ ヒブ感染症	生後 2 か月から 7 歳 6 か月を迎える日の前日まで	4 回接種 ・1 期初回：20 日以上の間隔で 3 回接種 ・1 期追加：1 期初回の 3 回目接種日から 6 か月以上あけて 1 回接種（標準的な接種期間は 1 年から 1 年半後に接種） ※「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」を一度も接種していない方は、「五種混合ワクチン」を接種します。「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」を 1 度でも接種した方は、原則として、引き続き「四種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」を接種します。	
五種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ感染症	生後 2 か月から 7 歳 6 か月を迎える日の前日まで	4 回接種 ・1 期初回：20 日以上の間隔で 3 回接種 ・1 期追加：1 期初回の 3 回目接種日から 6 か月以上あけて 1 回接種（標準的な接種期間は、1 年から 1 年半後に接種） ※四種混合ワクチンまたはヒブワクチンの接種を開始して、初回接種や追加接種が途中の場合、原則として、これまでと同じワクチンを使用して接種を完了してください。	
BCG	1 歳の誕生日の前日まで	1 回接種	

麻しん・風しん (MR) 混合	【1 期】 1 歳から 2 歳を迎える 日の前日まで 【2 期】 就学前 1 年間(保育園・ こども園の年長に相当 する期間	各 1 回接種
水痘 (みずぼうそう)	1 歳から 3 歳の誕生日 の前日まで	2 回接種 ・ 1 回目：生後 1 2 から 1 5 月に達するまでが望ましい ・ 2 回目：1 回目接種日から 6 か月から 1 年の間隔を置いて接種
日本脳炎	【1 期】 生後 6 月から 7 歳 6 か 月を迎える日の前日ま で 【2 期】 9 歳から 13 歳を迎え る日の前日まで	・ 1 期初回：6 日から 28 日までの間隔で 2 回接種 ・ 1 期追加：2 回目の接種日から 6 月以上あけて 1 回接種(おおむね 1 年の間隔を置いて接種することが望ましい) ・ 2 期：1 回接種 ※平成 17 年度から平成 21 年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸し た人(平成 17 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの人)は、20 歳の誕生日の前日までの間、未接種の回数分の接 種が可能です。
二種混合 ジフテリア 破傷風	11 歳から 13 歳の誕生 日の前日まで	1 回接種
子宮頸がん予防 ワクチン(HPV ワクチン)	小学校 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢 の女性	2 価(サーバリックス) ・ 1 回目：初回接種 ・ 2 回目：初回接種から 1 か月後 ・ 3 回目：初回接種から 6 か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、1 か月以上の間隔を置いて 2 回の接種を行った後、1 回目の接種から 5 か月以 上、かつ 2 回目の接種から 2 か月半以上の間隔を置いて 1 回行う。
(注意) 令和 6 年度の大幅な需要増により、HPV ワクチンの接種を希望しても受けられな かった方がおられたことから、下記の方 は、残りの回数を 令和 8 年 3 月末まで 公 費で接種できます。 ①平成 20 年度生まれの女子で、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までに HPV ワクチンを 1 回以上接種した方 ②キャッチアップ接種対象者(平成 9 年 度～平成 19 年年度生まれの女子)のう ち、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までに HPV ワクチンを 1 回以上接 種した方		4 価(ガーダシル) ・ 1 回目：初回接種 ・ 2 回目：初回接種から 2 か月後 ・ 3 回目接種：初回接種から 6 か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、2 回目の接種は 1 回目の接種から 1 か月以上、3 回目の接種は 2 回目の接種か ら 3 か月以上の間隔をおくこと。
		9 価(シルガード) 【15 歳未満の方 2 回接種】 ・ 1 回目：初回接種 ・ 2 回目：初回接種から 6 か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、1 回目の注射から少なくとも 5 か月以上の間隔をおくこと。2 回目 5 か月未 満の場合は、3 回目の接種が必要になります。 【15 歳以上の方 3 回接種】 ・ 1 回目 初回接種 ・ 2 回目 初回接種から 2 か月後 ・ 3 回目 初回接種から 6 か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、2 回目の接種は 1 回目の接種から 1 か月以上、3 回目の接種は 2 回目の接種か ら 3 か月以上の間隔をおくこと。

＊乳幼児期の予防接種のスケジュールのめやす＊

乳児期							幼児期		
2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	～	7 か月	～	12 か月～	15 か月～	18 か月～
ヒブ 肺炎球菌 B 型肝炎 ロタウイルス 四種混合 五種混合	ヒブ 肺炎球菌 B 型肝炎 ロタウイルス 四種混合 五種混合	ヒブ 肺炎球菌 ロタウイルス (5 価のみ) 四種混合 五種混合			B 型肝炎		ヒブ 追加 肺炎球菌 追加 五種混合 追加 水痘 麻しん風しん	四種混合 追加	水痘
			BCG						

★子どもの予防接種

予防接種は種類がたくさんあり、回数も多いので、早めに計画を立てて、接種を受けるようにしましょう。
 また、必要な場合は複数のワクチンを同時に接種することもできますので、かかりつけの医師に相談しましょう。わからないことや心配なこ
とがあれば、かかりつけの医師や福祉保健課に相談しましょう。

★予防接種の受け方

- ・ お子様の体調のよい時に接種を受けてください。明らかに発熱（37.5℃以上）している時は、接種を受けられません。
- ・ 子どもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
保護者が同伴できない場合は、**委任状**が必要になりますので、福祉保健課までご連絡ください。
- ・ 予防接種を受けるときには、医療機関に必ず母子健康手帳と予診票を持って行きましょう。



★予防接種の費用について

予防接種法に定められた予防接種の費用は、多賀町が負担しますので、無料で接種を受けることができます。
 ただし、**無料で接種を受けることができるのは、法律等で定められた対象期間内に、接種間隔・回数を守って接種を受けた場合に限ります。**
 定められた期間・回数を外れた場合、助成の対象とならない上、接種による健康被害が生じた場合に、法に基づく補償が受けられないことが
あります。
 発熱等の医学的な理由（自己都合や接種忘れの場合は含みません）により接種が出来なかった場合には、定期予防接種の対象となることが
ありますので、医療機関や福祉保健課にお問い合わせください。

★予防接種についてのお問い合わせは ・ ・ ・ 多賀町福祉保健課 電話 (0749) 48－8115 有線 2－2021 まで